

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年五月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年五月三十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 海老原 正 明

<p>路 線 名</p>	<p>県道越谷野田線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>北葛飾郡松伏町大字田島字中東六四九番一地先から同郡同町大字田島字中東五九七番二地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和四年五月三十一日</p>
<p>備 考</p>	<p>令和二年八月十四日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長九〇・〇〇メートル</p>